



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年1月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「(仮称)中幸町マンション建設計画」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社モリモト 東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号 代表取締役社長 森本浩義		
	指定開発行為の名称	(仮称)中幸町マンション建設計画		
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)		
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町三丁目26番24号 外 (区域面積: 4,283.61㎡)		
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設(地下2階、地上38階建)		
	指定開発行為の内容	計画戸数: 370戸、計画人口: 1,124人、最高高さ: 130.87m、 建築面積: 1,440㎡、延べ面積: 約49,179㎡		
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成18年9月、完了予定: 平成20年12月		
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成18年1月6日(金)から平成18年2月6日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)		
	縦覧場所	川崎市: 川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、川崎市役所(環境局環境評価室) 横浜市: 鶴見区役所、港北区役所、横浜市役所(環境創造局環境影響評価課) 大田区: 六郷特別出張所、矢口特別出張所、羽田特別出張所、大田区役所(環境保全課)		
	条例公聴会の開催について	・条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・条例公聴会開催申出書の提出期限: 平成18年2月6日(月)まで(郵送の場合は2月6日消印有効) ・申出書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意しています。		
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm		
今後の手続きの流れ	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"> 条例公聴会開催の申出がある場合 </td> <td style="text-align: center;"> 申出がない場合 </td> </tr> </table>		条例公聴会開催の申出がある場合 	申出がない場合
	条例公聴会開催の申出がある場合 	申出がない場合 		
<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べる事ができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>				